指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
ラングロワの橋	平成二十九年八月三日	平成二十九年八月三日から平成三十年三月二十日まで	株式会社北海道新聞社 取締役事業局長　鶴井　亨 北海道札幌市中央区大通西三丁目六	北海道立近代美術館 北海道札幌市中央区北一条西十七丁目 平成二十九年八月二十六日から同年十月十五日
サント・マリーの道	同右	同右	北海道立近代美術館 館長　嵐田　昇 北海道札幌市中央区北一条西十七丁目	北海道立近代美術館 北海道札幌市中央区北一条西十七丁目 平成二十九年十月二十四日から平成三十年一月八日
夾竹桃と本のある静物	同右	同右	東京都美術館 館長　真室　佳武 東京都台東区上野公園八―三十六	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町
タラスコンの乗合馬車	同右	同右	京都国立近代美術館 館長　柳原　正樹 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町	京都国立近代美術館 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町 平成三十年一月二十日から同年三月四日
ポプラ林の中の二人	同右	同右	日本放送協会 事業センター長　大美　慶昌 東京都渋谷区神南二―二―一	同右
アルルの公園の入口	同右	同右	株式会社ＮＨＫプロモーション 代表取締役社長　畠山　経彦 東京都渋谷区神山町五―五　ＮＲビル	同右

○経済産業省
環境省告示第六十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第七条第一項の規定に基づき、カミンズジャパン株式会社から、指定事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同規則第十条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

1．変更する指定事業者の住所

新

東京都大田区東糀谷六丁目２番11号

旧

東京都港区芝２丁目２番14号

2．変更年月日

平成21年12月10日

3．変更する指定事業者の住所

新

東京都港区海岸一丁目16番１号ニューピア竹芝　東京都大田区東糀谷六丁目２番11号
サウスタワー15Ｆ

旧

東京都大田区東糀谷六丁目２番11号

4．変更年月日

平成27年10月13日

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第六十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十九年一月二十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一